

地域審議会、地域自治区及び合併特例区等の取扱いについて

地域審議会、地域自治区及び合併特例区等の取扱いについて、次のとおり提案する

平成21年5月22日提出

近江八幡市・安土町合併協議会
会長 富士谷 英 正

記

1. 市町村の合併の特例等に関する法律（以下「合併新法」という。）第23条の規定に基づき、合併前の安土町の区域に地域自治区を設置する。
なお、同法第23条及び第24条の規定に基づき合併関係市町村の協議により定める事項については、「近江八幡市及び蒲生郡安土町の廃置分合に伴う地域自治区及び地域自治区の区長の設置に関する協議書（案）」によるものとする。
2. 地方自治法第202条の4の規定に基づく地域自治区、合併新法第22条の規定に基づく地域審議会及び同法第26条の規定に基づく合併特例区については、設置しない。

協定項目番号	17 - 8 - 2	協定項目名	地域審議会・地域自治区及び合併特例区等の取扱い
調整方針	<p>1. 市町村の合併の特例等に関する法律(以下「合併新法」という。)第23条の規定に基づき、合併前の安土町の区域に地域自治区を設置する。 なお、同法第23条及び第24条の規定に基づき合併関係市町村の協議により定める事項については、「近江八幡市及び蒲生郡安土町の廃置分合に伴う地域自治区及び地域自治区の区長の設置に関する協議書(案)」によるものとする。</p> <p>2. 地方自治法第202条の4の規定に基づく地域自治区、合併新法第22条の規定に基づく地域審議会及び同法第26条の規定に基づく合併特例区については、設置しない。</p>		
地域自治区の設置に係る調整内容			
<p>1 基本的な考え方</p> <p>身近な地域におけるまちづくり活動やコミュニティ活動は、地域や住民の安心感、心のささえにつながるものとして重要な意味をもっている。少子化、高齢化や分権等が進む中、組織づくりの重要性はますます高まっており、近江八幡市においては、「学区まちづくり協議会」を中心とする制度を創設し、協働のまちづくりの推進、地域活動等の一層の活性化に向けた取組が進められている。</p> <p>一方、安土町の区域においては、歴史や伝統を活かしながら、地域の実情に応じた独自の取組が推進されてきたが、これまで学区等を単位とした広域化への施策として具体的に進めようとする取組は実施されていない。</p> <p>今後、新市として新しいまちづくりを進め、一体感を醸成していくには、新市の全域に「学区まちづくり協議会」を設置し、双方のまちづくりの調和を図る必要があり、そのためには、安土町の区域においても、先行する近江八幡市の取組との調整を図りながら、住民と行政の協働のまちづくり活動等に対して住民の積極的参加を促すことが求められる。</p> <p>2 地域自治区制度を選択する理由</p> <p>住民のとまどいに配慮するための仕組みについては、通常の行政の制度や施策を活用しながら対応する方法、条例等により独自の制度を整備する方法、合併に伴う住民のとまどいを解消するために合併新法・地方自治法等において制度化されている「地域審議会」、「地域自治区」及び「合併特例区」を活用する方法等の中から、地域の実情に最も適したものを選択する必要がある。</p> <p>選択の考え方としては、住民の気持ちに応えるという点において、一般的な制度等を活用した仕組みや新たな仕組みを選択するよりも、全国の様々な先進事例等を参考にしながら、法律で制度化された仕組みを選択した方が、より大きな安心感、信頼感を得られ、適切であると考えられる。</p> <p>そこで、新市の一体感を醸成を図るため、安土町の区域において、住民の気持ちに応える仕組みとして、地域住民の意見を反映するための「地域協議会」と行政サービスを提供する「事務所」の設置が定められた、合併新法第23条第1項の規定に基づく「地域自治区」を一定期間設置することとする。この制度は、住民と行政との連携を強化することを目的としている点においても、新市における「学区まちづくり協議会」の円滑な導入に適しており、地域振興や住民活動を支援していく中で、住民の合併に対する理解を求める。</p> <p>また、合併新法による場合の「地域自治区」には、特例措置として特別職の「区長」を設置することが認められており、地域の実情に精通した人物を「区長」に任命することによって、強力なリーダーシップのもと、住民と行政の連携によるまちづくりをはじめ、新市の施策の円滑な推進を期待することができる。</p> <p>なお、「地域審議会」については事務所の設置が制度化されていないこと、地方自治法第202条の4の規定に基づく一般制度としての「地域自治区」については合併の特例措置がないこと、「合併特例区」については独立した法人格を有するため新市としての一体感を醸成に支障が生じる恐れがあること等から選択しないこととする。</p>			

3 地域自治区の設置に係る調整内容

地域自治区の設置に係る主な内容は次のとおりとし、合併新法第23条及び第24条の規定に基づき合併関係市町村の協議により定める事項については、別紙「近江八幡市及び蒲生郡安土町の廃置分合に伴う地域自治区及び地域自治区の区長の設置に関する協議書(案)」によるものとする。

地域自治区の設置に係る主な内容

(1) 地域自治区の名称等

名称	安土町
区域	合併前の安土町の区域
設置期間	平成22年3月21日から平成32年3月31日まで

(2) 地域自治区の事務所

位置	合併前の安土町役場
名称	安土町地域自治区事務所
所管区域	合併前の安土町の区域

(3) 区長の設置

区長の設置期間	平成22年3月21日から平成32年3月31日まで
区長の任期	2年(再任を妨げない)

(4) 地域協議会

構成員の定数	10人以内(地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任し、区域内に住所を有しなくなったときは、その職を失う)
構成員の任期	2年
会長及び副会長	各1人を構成員の互選により選出し、次のいずれかに該当する場合は市長が解任する。 ・心身の故障のため職務を行うことができないとき。 ・職務上の義務違反があったとき。

新市の長が地域協議会の意見を必ず求めなければならない重要事項の指定
新市基本計画の変更及び執行状況に関する事項

別紙 近江八幡市及び蒲生郡安土町の廃置分合に伴う地域自治区及び地域自治区の区長の設置に関する協議書（案）

（趣旨）

第1条 この協議書は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「法」という。）第23条及び第24条に規定する合併関係市町村の協議により定める事項その他必要な事項について定めるものとする。

（設置）

第2条 法第23条第1項の規定に基づき、合併前の安土町の区域に地域自治区を設置する。

（名称）

第3条 地域自治区の名称は、安土町とする。

（設置期間）

第4条 地域自治区の設置期間は、平成22年3月21日から平成32年3月31日までとする。

（事務所の位置、名称及び所管区域）

第5条 地域自治区の仕事所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。

仕事所の位置	仕事所の名称	所管区域
合併前の安土町役場	安土町地域自治区仕事所	合併前の安土町の区域

（地域自治区の区長）

第6条 地域自治区を設置する間は、法第24条第1項の規定に基づき区長を置く。

2 区長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

（区長の権限）

第7条 区長は、市の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、市長その他の機関及び合併に係る地域自治区の区域内の公共的団体等との緊密な連携を図りつつ、担任する仕事を処理するものとする。

（地域協議会の設置及び構成員）

第8条 地域自治区に地域協議会を置く。

2 地域協議会の構成員（以下「委員」という。）は、10人以上とする。

3 委員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市長が住民の多様な意見が適切に反映されるよう配慮して選任する。

- 4 委員は、地域自治区の区域内に住所を有しなくなったときは、その職を失う。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。

（地域協議会の会長及び副会長）

第9条 地域協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。ただし、会長及び副会長が欠けた場合における任期は、それぞれの任期の残任期間とする。
- 3 会長は、会務を総理し、地域協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長、副会長が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、地域協議会における出席委員の過半数の議決に基づいて解任することができる。
 - （1）心身の故障のため職務を行うことができないとき。
 - （2）職務上の義務違反があったとき。

（地域協議会の権限）

第10条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

- （1）地域自治区の仕事所が所掌する仕事に関する事項
 - （2）前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区に係る仕事に関する事項
 - （3）市の仕事処理に当たっての地域自治区に区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
- 2 市長は、地域自治区に係る新市基本計画の変更及び執行状況に関する事項については、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。
 - 3 市長その他の市の機関は、前2項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

（地域協議会の会議）

- 第11条 地域協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が選任されていない場合は、市長が招集し、市長が指名する者が議長となる。
- 2 会長は、委員の4分の1以上の者から請求があったときは、会議を招集しなければならない。
 - 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮り公開しないことができる。

(庶務)

第12条 地域協議会の庶務は、地域自治区の事務所において処理するものとする。

(その他)

第13条 この協議書に定めるもののほか、地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この協議書は、平成22年3月21日から施行する。

(任期の特例)

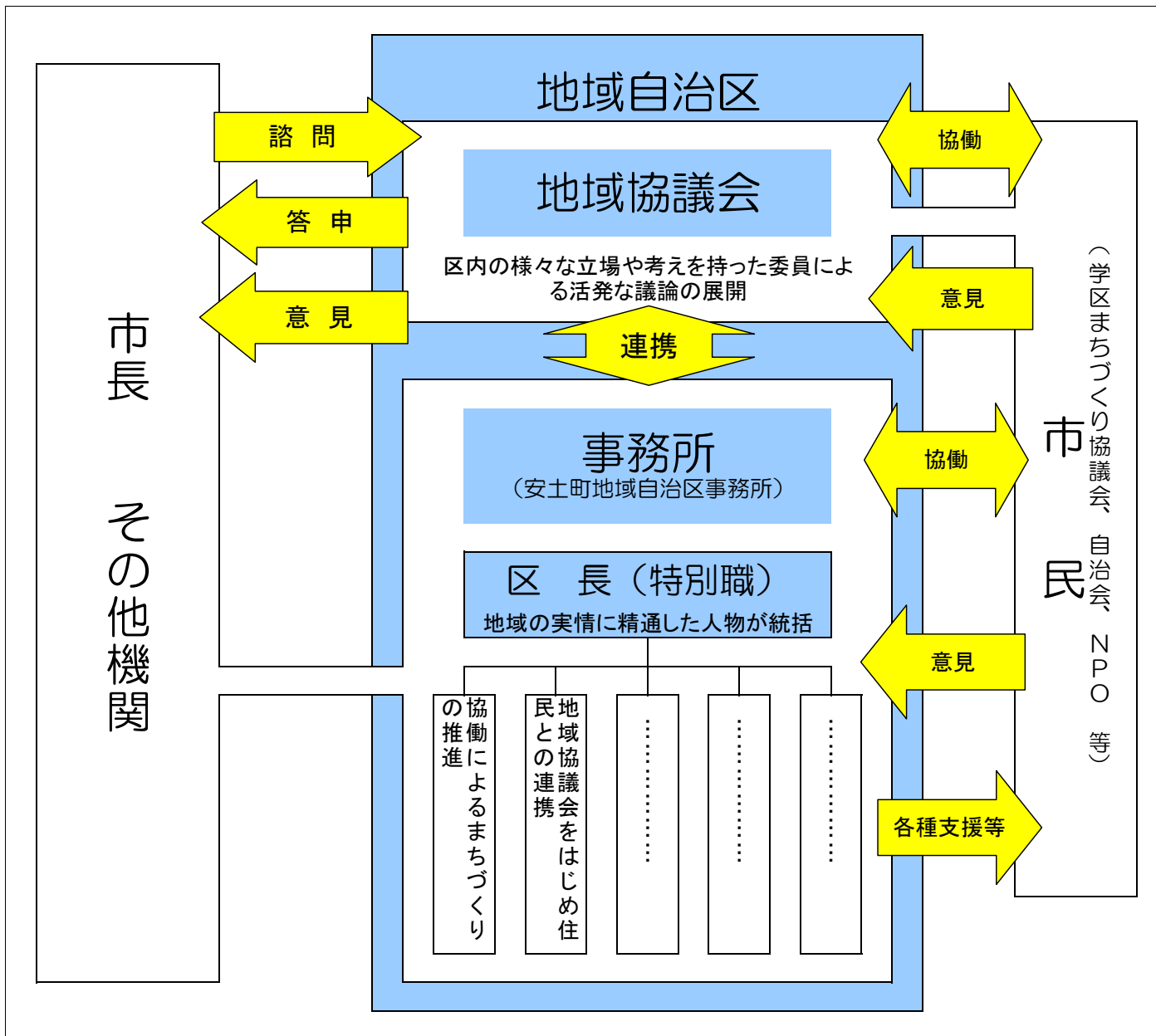
2 第8条第5項の規定にかかわらず、最初に選任される地域協議会の委員の任期については、平成24年3月31日までとする。

平成 年 月 日

近江八幡市長 富士谷 英 正

安土町長 津 村 孝 司

地域自治区（合併特例制度）のイメージ図



新市への関心、愛着

地域の様々な立場の人達によるささえ合い、地域の活力

地域の実情に合った政策の推進、市民の一体感

身近な地域を軸にした総合的なまちづくりの推進

協定項目番号	17-8-2	協定項目名	地域審議会・地域自治区及び合併特例区等の取扱い	
区分 項目	地域審議会 (合併の場合のみ設置可能)	地域自治区		合併特例区
		一般制度 (必要な時期に設置可能)	合併新法による制度 (合併の場合のみ設置可能)	(合併の場合のみ設置可能)
根拠法令	市町村の合併の特例等に関する法律 第22条	地方自治法 第202条の4	市町村の合併の特例等に関する法律 第23条	市町村の合併の特例等に関する法律 第26条
法人格	なし	なし	なし	あり(特別地方公共団体)
設置区域	合併前の旧市町村単位に設置する。市町村の一部区域のみに設置することができる。	市町村が定める区域で設置(小学校区単位等での設置も可)。市町村の全区域を対象に設置する必要あり。	合併前の旧市町村単位に設置(複数の旧市町村を合わせても可)。市町村の一部区域のみに設置することができる。	同 左
設置方法	合併関係市町村の協議で定め、各議会の議決が必要。	条例で定める。	合併関係市町村の協議で定め、各議会の議決が必要。	合併関係市町村の協議で規約を定め、各議会の議決を経て、知事の認可が必要。
設置期間	合併関係市町村の協議で定める。(新市基本計画の期間を目安に合併関係市町村の協議で定める)	—	合併関係市町村の協議で定める。(新市基本計画の期間を目安に合併関係市町村の協議で定める)	合併関係市町村の協議で定める。(5年以内)
住居表示	—	なし (ただし、合併で設置した地域自治区、合併特例区の期間満了後に引き続き設置する場合は、住所に区の名称を冠する)	住所には区の名称を冠する。	同 左
組織・機関	「地域審議会」	「地域協議会」+「事務所」	「地域協議会」+「事務所」(+※「区長」)	「合併特例区協議会」+「事務所」+「区長」
事務所の位置、名称、所管区域の定め方	—	条例で定める。	合併関係市町村の協議で定める。	合併関係市町村の協議により規約で定める。
区長(特別職)の設置	設置できない	設置できない	必要に応じて合併市町村の協議により設置可。区長は、地域の行政運営に関し優れた見識を有する者のうちから、合併市町村の長が選任する。	必ず設置。市町村の被選挙権者のうちから首長が選任する。市町村長の被選挙権者を有する者のうちから、市町村長が選任
区長の任期	—	—	区長を置いた場合は、2年以内。合併関係市町村の協議で定める。	同 左
職員	—	市町村からの派遣又は兼務	同 左	市町村職員のうちから、市町村長の同意を得て、区長が任命
所掌事務	—	市町村の事務を分掌	同 左	① 区で処理することが効率的な事務 ② 区域住民の生活利便性向上のため、特に必要な事務
予算	—	市町村が必要な予算を措置	同 左	区において予算を編成し、必要な場合は市町村が財源措置。(区に課税権、起債権はなし)

区 分 項 目		地域審議会 (合併の場合のみ設置可能)	地域自治区		合併特例区 (合併の場合のみ設置可能)
			一般制度 (必要な時期に設置可能)	合併新法による制度 (合併の場合のみ設置可能)	
「地域審議会」 「地域協議会」 「合併特例区協議会」の概要	権 限	① 諮問・意見 区域に関するもので、市町村長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項について意見を述べる。	① 諮問・意見 区域の事務所の所掌事務や市町村が処理する区域内の事務等に関し、市町村長等の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項について意見を述べる。 ② 条例で定める重要事項についての諮問・意見 市町村長は、条例で定める区域内の施策に係る重要事項を決定、変更するときは、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない。	① 諮問・意見 同 左 ② 協議で定める重要事項についての意見 市町村長は、協議で定める区域内の施策に係る重要事項を決定、変更するときは、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない。	① 諮問・意見 同 左 ② 規約で定める重要事項についての意見 市町村長は、規約で定める区域内の施策に係る重要事項を決定、変更するときは、あらかじめ合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。 ③ 予算の審議 合併特例区の長は、予算を編成したときは、合併特例区協議会の同意を得なければならない。 ④ …… …… など
	構成員の定数・任免	合併関係市町村の協議で定める。	定数は市町村の条例で定め、地域自治区の住民のうちから、市町村長が選任	定数は市町村の条例で定め、地域自治区の住民のうちから、市町村長が選任する。合併関係市町村の協議で定める。	定数は規約で定め、合併特例区の住民で議会議員の被選挙権者のうちから、規約で定める方法により市町村長が選任
	任 期	合併関係市町村の協議で定める。	条例で定める。(4年以内)	合併関係市町村の協議で定める。(4年以内)	規約で定める。(2年以内)
	会長及び副会長	—	選任、解任の方法は条例で定める。任期は構成員の任期と同じ。	選任、解任の方法は合併関係市町村の協議で定める。任期は構成員の任期と同じ。	選任、解任の方法は規約で定める。任期は構成員の任期と同じ。
	報 酬	報酬を支給しなければならない。 (地方自治法第203条の2)	報酬を支給しないことができる。 (地方自治法第202条の5第5項)	同 左	報酬を支給しないことができる。 (合併新法第36条第6項)
規 約	— (先進地事例) 地域審議会の設置期間、構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項を協議で規定している。	— (事務所の位置、名称及び所管区域、地域協議会の構成の定数、任期、任免その他地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項を市町村の条例で定める。)	— (合併の場合の特例として、一般制度において市町村の条例で定めるとされる事項について、協議で定める。)	次の事項を規約で規定 イ 合併特例区の名称 ロ 合併特例区の区域 ハ 合併特例区の設置期間 ニ 合併特例区の処理する事務 ホ 公の施設の設置及び管理を行う場合にあっては、当該施設の名称及び所在地	